

共同新設分割公告

下記会社は新設分割により新設するエイベックス・ピクチャーズ株式会社（住所東京都港区南青山三丁目1番30号）に対して、甲はその映像制作本部における音楽制作ルームを除く全事業に関する権利義務を、乙はその映像マーケティング本部の全事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から1箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) <http://www.avex.co.jp/koukoku/avexgroup.html>

(乙) <http://www.avex.co.jp/koukoku/avexgroup.html>

平成26年2月24日

東京都港区南青山三丁目1番30号
(甲) エイベックス・エンタテインメント株式会社
代表取締役 松浦 勝人

東京都港区南青山三丁目1番30号
(乙) エイベックス・マーケティング株式会社
代表取締役 林 真司